

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低中所得世帯の高校生等の保護者等に対して、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象校 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（以下「令和8年改正省令」という。）附則第2項中に規定する各種学校を含む。）（特別支援学校の高等部を除く。）および高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および国立大学法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外のものが設置する高等学校等をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であって、滋賀県内に住所を有する者をいう。ただし、専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）別表1に規定する生計維持者であって、滋賀県内に住所を有する者をいう。
- (3) 認定基準日 知事が別に定める日をいう。

(受給資格)

第3条 給付金は、認定基準日において対象校に在学する高校生等の保護者等であって、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が行われている世帯に属する者
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割（確認を要する年度の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第2号に掲げる所得割（第50条の2から10によるものを除く。）をいう。）および市町村民税所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（第328条の規定によるものを除く。）をいう。）の合算額が、別表2および別表3に定める世帯区分に該当する者
- (3) 別に定める家計急変に該当する場合において、保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が、別表2および別表3に定める世帯区分に該当する者

(支給額等)

第4条 給付金の支給額は、別表2から5に定めるとおりとする。

保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が、別表2および別表3に定める世帯区分に該当する世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、別表2および別表3の金額に、別表4および別表5の金額を加算することができる。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに原則として在学する対象校を通じて知事に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者であるときは、福祉事務所等の発行する生活保護受給証明書または生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(別記様式第2号)
- (2) 第3条第2号または第3号に該当する者であるときは、確認を要する年度における保護者等全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の課税額等が証明できる書類(課税証明書・非課税証明書または個人番号カードの写し等)、家計急変の場合においては、その発生事由を証明する書類および保護者等の家計急変前後の収入を確認できる書類
- (3) 認定基準日現在において、保護者等の全員が滋賀県に住所を有していることが確認できる住民票の写し(課税証明書等の発行者が滋賀県内の市町の場合等は省略可とする。)
- (4) 扶養誓約書(別記様式第3号)
- (5) 口座振込依頼書(別記様式第4号)
- (6) その他知事が必要と認める書類
- (7) 第4条の加算を受けようとする者であるときは、前号に規定する書類とともに、災害等により被災したことがわかる公的書類(罹災証明書等)、再度、制服の購入が必要であることの確認のための保護者等による誓約書および高校生等が通う対象校による証明書(別記様式第5号)(前号に規定する書類については、当該年度においてを既に提出していた場合で、世帯状況に変更がないときは省略可とする。)
- (8) 高校生等が専攻科に在学する場合において、個人対象要件証明書(別記様式第6号)
- (9) 高校生等が専攻科に在学する場合において、生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合は、扶養親族申告書(別記様式第7号)

(支給の決定等)

第6条 知事は、前条の規定により支給申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の適否を決定し、当該支給申請をした者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定した場合は、速やかに当該支給を決定した者に対し給付金の支給を行うものとする。

(代理受領)

第8条 保護者等が代理受領について高校生等の在学する対象校へ委任し、当該対象校が受任した場合は、前条の給付金の支給は、当該対象校を設置する者(以下「対象校設置者」という。)が行うものとする。

- 2 対象校設置者は、給付金の支給の決定の時点で保護者等から徴収する学校徴収金(授業料債権を除く。以下、この条において同じ。)に未納があるときであって、当該保護者等から委任があるときは、当該給付金を当該保護者等の学校徴収金に係る債権の弁済に充当することができる。
- 3 対象校設置者は、前項の規定により給付金を当該保護者等の学校徴収金に係る債権の弁済に充当した後、残額が生じた場合は、その全額を保護者等に支払うものとする。

(帳簿の整備および書類の保存)

第9条 対象校設置者は、給付金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備

して、給付金を支給した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、給付金の支給を受けた者が不正に給付金の支給を受けたと認めるときは、第6条の規定による給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 保護者等は、前項の規定により既に支給を受けた給付金の返還を命ぜられたときは、同項の期限までに当該給付金を返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 保護者等は、前条の規定により給付金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、保護者等の申請により延滞金の全部または一部を免除することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第5条の規定に基づく支給申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月22日改正)

この要綱は、平成27年6月22日から施行し、平成27年度の給付金から適用する。

付 則(平成28年6月28日改正)

この要綱は、平成28年6月28日から施行し、平成28年度の給付金から適用する。

付 則(平成29年6月19日改正)

この要綱は、平成29年6月19日から施行し、平成29年度の給付金から適用する。

付 則(平成30年7月1日改正)

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の給付金から適用する。

付 則(令和元年6月20日改正)

この要綱は、令和元年6月20日から施行し、令和元年度の給付金から適用する。

付則（令和2年6月1日改正）

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度の給付金から適用する。

付則（令和2年7月16日改正）

第1条 この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年度の給付金から適用する。

第2条 令和2年度においては、別表「第3条第1項第2号または第3号に該当する者」の支給額にオンライン学習に係る通信費相当額として年額10,000円（月額に換算する場合は1,000円（6月～翌年3月の10月））を追加支給することができる。

2 前項の追加支給は、オンライン学習に係る通信費への特例的支援であることから、通信費に係る契約書の写しまたは誓約書等により受給者に用途の確認を行うこととし、当該経費に確実に活用されることが確認できない場合は追加支給を行わない。

付則（令和3年3月12日改正）

第1条 この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和2年度の給付金から適用する。

第2条 令和2年度においては、別表「第3条第1項第2号または第3号に該当する者」の支給額にそれぞれ次の各号のとおり上乗せ支給を行う（別に定める新入生に対する一部早期給付のみに該当する場合を除く）。

- (1) 高校生等が全日制課程または定時制課程に在学するとき
103,500円の区分で決定を受けた者 上乗せ支給額26,100円
138,000円の区分で決定を受けた者 上乗せ支給額12,000円
- (2) 高校生等が通信制課程に在学するとき
38,100円の区分で決定を受けた者 上乗せ支給額12,000円
- (3) 高校生等が専攻科に在学するとき
38,100円の区分で決定を受けた者 上乗せ支給額12,000円

2 前項の上乗せ支給は、第3条第1項第3号の家計急変の場合においても定額とする。

第3条 前条の規定による上乗せ支給は、令和2年度の給付金の支給額を増額するものであり、対象者は既に決定されているものであることから、対象者に新たな申請等の手続きを求めるとでなく、また、決定額についても改めて個別の通知は行わないものとする。

付則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の給付金から適用する。

付則（令和4年4月1日改正）

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の給付金から適用する。

第2条 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、要綱中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

付則（令和5年4月1日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の給付金から適用する。

付則（令和6年1月19日改正）

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

付則（令和6年4月1日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付則（令和7年5月23日改正）

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年度の給付金から適用する。

付則（令和8年6月25日改正）

この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年度の給付金から適用する。

別表 1

区分	補助事業
<p>一 高校生等（新制度）</p>	<p>下記A～Cのいずれかに該当する者（特別支援学校の高校生等を除く。）の保護者等であって、滋賀県に住所を有する者に対して、下記1～5の世帯区分に応じて、給付金を支給する事業（ただし、世帯区分4については専攻科を除く、世帯区分5については専攻科のみを対象とする）。</p> <p>【対象者】</p> <p>A 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(平成26年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。)</p> <p>B 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者または国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分1に規定する者</p> <p>C 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）別表1に規定する者</p> <p>【世帯区分】</p> <p>1 生業扶助を受けている（外国人を含む。）世帯</p> <p>2 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯</p> <p>3 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（2の世帯を除く）</p> <p>4 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯（2および3の世帯を除く）</p> <p>5 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が264,500円未満である多子世帯（※）（2、3および4の世帯を除く）</p>
<p>二 高校生等（旧制度）</p>	<p>下記A～Eのいずれかに該当する者（特別支援学校の高校生等を除く。）の保護者等であって、滋賀県に住所を有する者に対して、下記1～4の世帯区分に応じて、給付金を支給する事業（ただし、世帯区分3および4については専攻科のみを対象とする）。</p>

	<p>【対象者】</p> <p>A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者</p> <p>B 「令和8年改正省令」附則第2項に規定する経過措置の対象者</p> <p>C 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（法第3条に規定する者および出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）</p> <p>D 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分2もしくは区分3に規定する者または国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2もしくは区分3に規定する者</p> <p>E 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱別表2に規定する者</p> <p>【世帯区分】</p> <p>1 生業扶助を受けている（外国人を含む。）世帯</p> <p>2 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯</p> <p>3 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（2の世帯を除く）</p> <p>4 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯（2および3の世帯を除く）</p> <p>5 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が264,500円未満である多子世帯（※）（2、3および4の世帯を除く）</p>
--	--

※ 多子世帯とは、3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である生徒に係る世帯とする。

「子等」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）（当該生計維持者が、同日にお

いて同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者)である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としている生計維持者の年長者である者(生計維持者のいずれかの子である者を除く。)および生計維持者のいずれかの尊属である者を除いた者および当該者に準ずる者とする。

別表 2 (新制度)

世帯区分	支給額(高校生等(新制度)が全日制課程または定時制課程に在学するとき)	支給額(高校生等(新制度)が通信制課程に在学するとき)	支給額(高校生等(新制度)が専攻科に在学するとき)
1	52,600 円	52,600 円	—
2	152,000 円	52,100 円	52,100 円
3	50,670 円	17,370 円	17,370 円
4	38,000 円	13,030 円	—
5	—	—	13,030 円

別表3 (旧制度)

世帯区分	支給額（高校生等（旧制度）が全日制課程または定時制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（旧制度）が通信制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（旧制度）が専攻科に在学するとき）
1	52,600 円	52,600 円	—
2	152,000 円	52,100 円	52,100 円
3	—	—	10,420 円
4	—	—	—
5	—	—	10,420 円

(注) 新入生に対する一部早期給付を行う場合、4月から6月相当額は本表の区分に応じた支給額に4分の1を乗じた額（小数点以下切り捨て）とする。また早期給付を行った者の7月から翌年3月相当額は、本表の区分に応じた支給額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4月から6月相当額を年額とする。

(注) 家計急変世帯への支援においては、申請する年度の7月1日までに家計が急変したことにより別に定める期日までに申請があった場合は、本表の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表の区分に応じた支給額に申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（小数点以下切り捨て）とする。

別表4（新制度）

世帯区分	支給額（高校生等（新制度）が全日制課程または定時制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（新制度）が通信制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（新制度）が専攻科に在学するとき）
2	81,000 円	81,000 円	81,000 円
3	27,000 円	27,000 円	27,000 円
4	20,250 円	20,250 円	—
5	—	—	20,250 円

別表5（旧制度）

世帯区分	支給額（高校生等（旧制度）が全日制課程または定時制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（旧制度）が通信制課程に在学するとき）	支給額（高校生等（旧制度）が専攻科に在学するとき）
2	81,000 円	81,000 円	81,000 円
3	27,000 円	27,000 円	16,200 円
4	20,250 円	20,250 円	—
5	—	—	16,200 円